

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定による健全化判断比率の公表

1 健全化判断比率

（単位：％）

比 率 名	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ （赤字なし）	13.40	20.0
連結実質赤字比率	－ （赤字なし）	18.40	30.0
実質公債費比率	11.3	25.0	35.0
将来負担比率	38.8	350.0	

◎地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定による資金不足比率の公表

1 経営健全化資金不足比率

（単位：％）

公営企業会計名	令和元年度	経営健全化基準
水道事業会計	－ （資金不足なし）	20.0
下水道事業特別会計	－ （資金不足なし）	20.0
生活排水処理事業特別会計	－ （資金不足なし）	20.0
簡易水道事業特別会計	－ （資金不足なし）	20.0

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要について

国は、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、健全化法）」を制定しました。健全化法は、自治体の財政破たんを未然に防止するため、財政の健全性に関する比率の公表を義務付けています。比率が一定基準を超えると、財政健全化のための是正を講じなければなりません。

健全化の判断比率は4つで、うち1つでも早期健全化基準を超えると、早期健全化団体となり、「財政健全化計画」の策定が義務付けられます。さらに財政再生基準を超えると財政再生団体となり、財政再生計画の策定、地方債の制限など、さまざまなペナルティが課せられます。

資金不足比率は、経営健全化基準を超えると経営健全化計画の策定が義務付けられます。

二戸市健全化判断比率について

1 実質赤字比率

一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、世帯主の1年間の収入と支出で、赤字か黒字かを判断するものです。本市は黒字であるため「－」（該当なし）となります。

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、家族全員の1年間の収入と支出で、赤字か黒字かを判断するものです。本市は黒字であるため「－」となります。

3 実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金などの標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、家や車などのその年の借金返済額が収入に対して、どのくらいの割合だったかを判断するものです。本市は11.3%で、早期健全化基準の25.0%を下回りました。

4 将来負担比率

一般会計などが将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。家計に例えると、家の借金など今後の返済総額が収入に対してどの位の割合になっているかを判断するものです。本市は38.8%で、早期健全化基準の350.0%を下回りました。

二戸市経営健全化資金不足比率について

- 1 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。本市はいずれの事業も資金不足がないため「－」となります。

令和元年度決算では、指標上において全ての比率が早期健全化基準以下となっていますが、市の財政は公債費の償還が高い水準で推移するなど、依然として厳しい状況です。

今後も行財政改革などによる財政の健全化に努めます。